

2025 年 9 月 12 日

被保険者各位

帝人グループ健康保険組合

＜ご連絡＞ 19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について

題記の件、政府の令和 7 年度財政改正において、人手不足の状況における就業調整対策等の観点から、19 歳以上 23 歳未満の親族を扶養する場合における特定扶養控除の要件の見直し等が行われることとなりました。

それを踏まえ、健康保険の被扶養者としての届出に係る者（以下、「認定対象者」）が 19 歳以上 23 歳未満である場合における取扱いの変更が厚生労働省より発出されましたので、帝人 G 健保の取扱いをお知らせします。

記

1. 内容

認定対象者の年齢が 19 歳以上 23 歳未満の場合、認定要件の年間収入金額要件は 150 万円未満とする。（配偶者は除く）

年間収入金額要件以外の認定取扱いは従来どおり

2. 年齢要件

その年の 12 月 31 日現在の年齢（所得税法上の取扱いと同様）

※年齢は誕生日の前日に加算。（民法の定めによる）

誕生日が 1 月 1 日である場合は、12 月 31 日に年齢が加算される。

3. 適用開始

認定日または、健保組合の届出の検認（認定審査）が令和 7 年 10 月 1 日以降のものより

4. 問い合わせ先

帝人グループ健康保険組合

担当：岡崎・木村・寺村

外線：089-972-3651 内線：807-2233 ・ 2234

メールアドレス：kenpo@teijin.co.jp

以上

【別紙】

◆年齢と年間収入金額要件

		18 歳	19 歳	20 歳	21 歳	22 歳	23 歳
	N-1 年	N 年	N+1 年	N+2 年	N+3 年	N+4 年	
扶養認定	←→	←→	←→	←→	←→	←→	
収入要件	130 万円	150 万円				130 万円	

- ① N-1 年（18 歳の誕生日を迎える年） →130 万円未満
- ② **N 年～N+3 年（19 歳の誕生日を迎える年から 22 歳の誕生日を迎える年）** →**150 万円未満**
- ③ N+4 年（23 歳の誕生日を迎える年）以降 60 歳に到達するまで →130 万円未満

◆年間収入金額の考え方

従来どおり。

認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから今後 1 年間の収入を見込む。（所得税法上の取扱いとは異なる）

◆届出と認定日

令和 7 年 10 月 1 日以降の届出で、令和 7 年 10 月 1 日より遡って認定する場合、19 歳以上 23 歳未満 の被扶養者の認定対象者の収入要件は 130 万円未満となる。